

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和4年4月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100179号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2200001号

第1 結論

昭和55年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和61年3月まで

私は、長男が小学校に入学した昭和55年4月頃、友人が国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していると聞いた覚えがある。国民年金の加入手続を行ったことは覚えていないが、私も請求期間の国民年金保険料については、全期間とは言えないものの、払える時は、送られてきた納付書により遅くとも年度内には納付した記憶があるので、当該期間の保険料が未加入による未納になっていることに納得できない。

調査の上、請求期間に係る記録を訂正してほしい。また、私の名前は、漢字や読み方を間違われることもあるので、その点も考慮して調べてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行ったことは覚えていないが、請求期間の保険料については、全期間とは言えないものの、遅くとも年度内には納付した記憶がある旨主張しているところ、請求者からは、加入手続の時期及び場所並びに保険料の納付についての明確な陳述は得られず、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳(国民年金手帳記号番号:*)によると、国民年金の初めて被保険者となった日は、「昭和61年4月1日」と記載されており、当該日付はオンライン記録とも一致し、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できない上、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号(*)の前の番号が付与された被保険者の資格記録及び請求者のオンライン記録における資格取得処理日により、昭和61年5月ないし同年9月頃に初めて行われたと推認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間当時、請求者が居住していたA市に対し、請求期間当時の国民年金加入者に係る資料について照会を行ったところ、同市は、当時の資料は保管していない旨回答してい

る。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から請求者の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一市内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難い上、請求者が間違われたと主張している名前の漢字及び読み方を含め、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。